

掛川市条例第 22 号

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第2項の規定に基づき</u>、掛川市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給料、扶養手当、期末手当、退職手当及び勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。 (退職手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の規定による在職月数の計算は、教育長となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、当該月数が<u>48月</u>を超えるときは、<u>48月</u>とする。 (勤務時間その他の勤務条件) 第8条 (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、掛川市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給料、扶養手当、期末手当、退職手当及び勤務時間その他の勤務条件<u>並びに職務に専念する義務の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (退職手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の規定による在職月数の計算は、教育長となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、当該月数が<u>36月</u>を超えるときは、<u>36月</u>とする。 (勤務時間その他の勤務条件) 第8条 (略) <u>(職務に専念する義務の特例)</u> <u>第9条 教育長の職務に専念する義務の特例は、掛川市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年掛川市条例第24号）の規定の例による。</u>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。